府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府令・文部省令・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項及び第二項中「しめ切り」を「締め切り」に改め、同条第三項中「及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）の主納主任」を「の出納主任」に改め、同条第四項中「市町村職員共済組合及び」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に、「市町村職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改め、同条第五項中「市町村職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改める。

第六十六条第一項及び第二項中「しめ切り」を「締め切り」に改め、同条第三項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改め、同条第四項及び第五項中「市町村職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改める。

第百六十七条第一項中「市町村職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に、「四月十五日」を「五月十日」に改め、同条第二項中「五月末日（市町村職員共済組合等」を「五月末日（指定都市職員共済組合等」に、「四月十五日」を「五月十日」に、「主務大臣（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改める。

第百六十八条（見出しを含む。）中「市町村職員共済組合等」を「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」に改める。

第百六十七条第一項中「市町村職員共済組合等」に、「四月十五日」を「五月十日」に、「主務大臣（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改める。

第百七十三条の二第一項第一号中「及び都職員共済組合等」を「、都職員共済組合及び指定都市職員共済組合」に改め、同項第二号中「市町村職員共済組合等」を「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第二条　この命令の施行の日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日の前日までの間におけるこの命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）第百一条の二、第百五十六条の二から第百五十七条まで、第百六十条、第百六十二条の三、第百八十二条の七、第百八十二条の十一及び第百七十四条の規定の適用については、第百一条の二中「法第二十七条第四項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項」と、第百五十六条の二第二項、第百五十六条の二の二、第百五十六条の三第一項、第百五十七条第一項、第百六十条第一項及び第五項、第百六十二条の三第一項、第百六十二条の七、第百六十二条の十一並びに第百七十四条第一項中「法第二十七条第四項」とあるのは「一元化法附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項」とする。

（出納計算表の提出に関する経過措置）

第三条　新規程第六十五条の規定は、平成二十六年十二月末日において作成すべき出納計算表から適用する。

（決算精算表の提出に関する経過措置）

第四条　新規程第六十六条の規定は、平成二十六年度末日において作成すべき決算精算表から適用する。

（事業報告書に関する経過措置）

第五条　新規程第百六十七条の規定は、平成二十六年度末日現在において作成すべき事業報告書から適用する。

復興庁令・省令

○復興庁令・厚生労働省令第二号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第十二条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第十三条第一項の許可」を「第二十三条の二の三第一項の登録」に改め、同条第二項第一号中「（薬事法」を「（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四条の四十九第一項第二号」に改め、同項第二号中「薬事法施行規則第八十五条第三項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四条の四十九第一項第二号」に改め、同項第二号中「薬事法施行規則第八十五条第四項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第二項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十三第一項第二号」に改め、同項第四号中「薬事法施行規則第九十一条第四項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十三第二項第二号」に改める。

第三条第一項中「薬事法施行規則第八十五条第三項第二号及び第四項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第二号及び第二項第二号」に、「同条第三項第二号」を「同条第一項第二号」に、「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に、「同条第四項第二号」を「同条第二項第二号」に、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同条第二項中「薬事法施行規則第九十一条第三項第二号及び第四項第二号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十三第一項第二号及び第二項第二号」に、「同条第三項第二号」を「同条第一項第二号」に、「同条第四項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第四条第一項中「薬事法第二条第十一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十二項」に改める。

附　則

この命令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十六号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条、第三十八条の二及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に改める。